

(仮称)青森県子どもの貧困対策推進計画(案)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもの貧困率は、近年上昇傾向にあり、平成24年は16.3%とこれまでの調査において最も高い数値となっています。なかでも、大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%と大人が2人以上いる世帯を大きく上回っています。

また、貧困世帯で育った子どもが、医療、学習、進学などの面で不利な状況に置かれることで、その将来も貧困状態から抜け出せないなど、子どもたちの将来が生まれ育った家庭の事情によって左右されてしまう傾向にあることが指摘されています。

こうしたことから、国においては、貧困が世代を超えて連鎖することで、子どもたちの将来が閉ざされてしまうことのないよう、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。

さらに、平成26年8月には、政府は子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しています。

これらを踏まえ、困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、本県の貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「青森県子どもの貧困対策推進計画（仮称）」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の基本方針と期間

法では、都道府県が策定する子どもの貧困対策についての計画は、大綱を勘案して定めるよう努めることとされていることから、大綱に示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点項目を基本方針として具体的な施策を体系化します。

また、本県における子どもの貧困に関する指標を設定し、関連施策の実施状況の効果等の検証・評価を行います。

計画の期間は、本県の子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直しの期間が概ね5年間となっていることから、平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とします。

教育の支援	青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。
-------	---

<p>生活の支援</p>	<p>貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。</p> <p>子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。</p> <p>また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。</p>
--------------	--

<p>保護者に対する 就労の支援</p>	<p>保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。</p> <p>さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。</p> <p>また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るため、不安定な就労形態にある家庭が多いなど、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援が必要です。</p>
--------------------------	--

<p>経済的支援</p>	<p>生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。</p> <p>また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。</p>
--------------	--

3 計画の位置付け

この計画は、法第9条1項に定める都道府県計画として策定するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める都道府県が策定する母子家庭等の自立促進計画と一体的に策定します。

4 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、PDCA サイクルによる計画の進捗管理を行います。

また、計画期間が終了する前に、計画に定めた施策について評価を行うこととします。

5 計画推進に向けた連携

この計画は、県が子どもの貧困対策を推進する上での基本的な方向性を示すものですが、計画の推進に当たっては、県だけではなく、国の機関や市町村、企業やNPOなどの多様な主体と連携して取り組んでいく必要があります。

子どもの貧困は、貧困世帯だけの問題ではなく、社会全体の損失につながるという考え方に立って、社会全体で子どもの最善の利益のために取り組んでいくことが重要との認識の下、国では「子供の未来応援国民運動」を展開し、行政だけではなく民間の企業や団体とも連携した取組を進めています。

本県における子どもの貧困対策の推進に当たっても、県は国と協力し市町村と役割を適切に分担するとともに、県を始めとした行政の総合的な支援と企業やNPOなどの民間の主体による支援が相互に補完しあい、相乗的な効果を生むよう互いに連携しながら施策を推進していきます。

第2章 子どもの貧困に関する指標

計画の着実な推進を図るため、本県における子どもの貧困対策の現状を把握できる以下の23指標を設定し、施策の実施状況や効果等の検証を行っていきます。

各指標については、計画に掲げた施策の効果により、その現状値が改善されることを目指します。

No.	指標	現状値	出典
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	88.9% (H25)	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.0% (H25)	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	19.5% (H25)	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ
4	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	3.4% (H25)	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ
5	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	66.3% (H25)	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ
6	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.7% (H26)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
7	児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	0.0% (H26)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
8	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	11.8% (H26)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
9	児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	82.4% (H26)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
10	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	母子世帯 63.2% 父子世帯 48.6% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人 (H27)	教育庁学校教育課
12	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	18.9% (H27)	教育庁学校教育課
13	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	65.0% (H27)	教育庁学校教育課
14	就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	68.3% (H26)	文部科学省就学援助実施状況調査
15	就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	65.9% (H26)	文部科学省就学援助実施状況調査
16	(公財)青森県育英奨学会奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0% (H26)	青森県育英奨学会
17	母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合	母子世帯 100% 父子世帯 100% (H26)	こどもみらい課
18	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	90.7% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
19	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	95.1% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
20	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合(母子家庭)	47.8% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
21	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合(父子家庭)	85.5% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
22	母子父子寡婦福祉資金周知度(母子家庭・父子家庭)	36.7% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査
23	青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業周知度(母子家庭・父子家庭)	46.4% (H26)	青森県ひとり親家庭等実態調査

第3章 計画の推進のために取り組む施策

< 施策体系 >

I 教育の支援	1 学校をプラットフォームとした総合的な支援	(1) 学校教育による学力保障
		(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
		(3) 地域による学習支援
		(4) 高等学校等における就学継続のための支援
	2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上	
	3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階の就学支援の充実
(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減		
(3) 特別支援教育に関する支援の充実		
4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
	(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	
5 生活困窮世帯等への学習支援		
6 その他の教育支援	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保	
	(2) 多様な体験活動の機会の提供	
	(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実	
II 生活の支援	1 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援
		(2) 保育等の確保
		(3) 保護者の健康確保
		(4) 母子生活支援施設等の活用
	2 子どもの生活支援	(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援
		(2) 食育の推進に関する支援
		(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	3 子どもの就労支援	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
		(2) 親の支援のない子ども等への就労支援
		(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援
		(4) 高校中退者等への就労支援
	4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	(1) 関係機関の連携
	5 支援する人員の確保等	(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
		(2) 相談職員の資質向上
	6 その他の生活支援	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等
		(2) 住宅支援
	III 保護者に対する就労の支援	(1) 親の就労支援
		(2) 親の学び直しの支援
(3) 就労機会の確保		
(4) 保育等の確保		
IV 経済的支援	(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付	
	(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援	
	(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付	
	(4) 教育扶助	
	(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	
	(6) 養育費の確保に関する支援	

< I 教育の支援 >

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援

(1)



(2)

(3)

(4)



2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

3 就学支援の充実

(1)



(2)

1-1-(2)

(3)

4 大学進学等に対する教育機会の提供

(1)

1-3-(2)

1-3-(2)

(2)

5 生活困窮世帯等への学習支援

- (3)

6 その他の教育支援

(1)

(2)

(3)

"_p Ç!• Å r"a

1 保護者の生活支援

(1)

(2)

3)

- - 1

4)

- - 1

2 子どもの生活支援

(1)

18

(2)

3)

-1-(2)

-1-(2)

3 子どもの就労支援

(1)

(2)

(3)

(4)

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(1)

5 支援する人員の確保等

(1)

(2)

6 その他の生活支援

(1)

-1-(3)

-1-(3)

(2)

"_ ÿ , 1 • !š c!^!° | V!• Å r"a

(1)

(2)

(3)

(4)

- 1 - (2)

"_! ° Ž Ā r" a

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

